

令和元年9月20日

四日市市議会
議長 諸岡 覚 様

教育民生常任委員会
委員長 中村 久雄

教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和元年7月29日（月）～7月31日（水）
2. 視察都市 守谷市、川崎市、葛飾区
3. 参加者 中村久雄 平野貴之 荒木美幸 石川善己
伊藤昌志 後藤純子 村山繁生 森 智子
(随員) 渡邊晋太郎
4. 調査事項 別紙のとおり

(守山市)

1. 市勢

市制施行 平成 14 年 2 月 2 日

人 口 67,866 人

面 積 35.71 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算	234 億 3100 万円
令和元年度特別会計当初予算	92 億 5377 万円
令和元年度企業会計当初予算	44 億 4698 万円
合 計	371 億 3175 万円

3. 議会

条例定数 20

3 常任委員会（総務教育、都市経済、保健福祉）

3 特別委員会（広報広聴、議員政治倫理検討、決算予算）

4. 視察事項（保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」について）

（1）視察目的

守谷市では、従来より「小中一貫教育 学びのプラン」「小中一貫外国語教育指導計画」「小中一貫情報教育指導計画」「道徳教育計画」に基づいた小中一貫教育を行っているが、これに「保幼小接続」「中高接続」を加えた保幼小中高一貫教育を進め、生涯学び続ける力、英語で話せる力、情報を活用できる力などの育成を目指している。

また、平成 30 年度の全国学力学習状況調査では、全国、茨城県平均を大きく上回るなど学力面での成果も出ている。

これらの一貫教育の内容、成果等について、本市の学校教育の参考とする目的で視察を行った。

(2) 守谷市の保育・教育環境

①現状

守谷市では以前から保幼小連携、小中連携、中高連携に取り組んできた。幼稚園、保育所と小学校と連携を図るため、守谷市保幼小連絡協議会が39年前に設置されている。小中連携についても16年前に御所ヶ丘中学校で始めて以降、全中学校に広がっている。中高連携については、市内には県立高校が1校（県立守谷高校）あり、守谷市中高連携会を24年前から実施している。

これらをベースに平成25年度より既存の連携から一貫へというスローガンのもと守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」（小中一貫型小・中学校型）を立ち上げ、現在7年目となっている。

②学校、保育・幼稚園数

- 保育園、幼稚園：公立2園、私立26園
- 小学校：公立9校、私立1校
- 中学校：公立4校
- 高校：県立1校

③教育関連予算

- 本年度の教育費予算額は約48億円で、予算全体の約20%を占めている。

④支援員等の配置

- 市内の小中学校全校にALTを配置（大規模校1校には2名配置。県内初）。
- 小中学校に市独自で採用した学習支援ティーチャーを配置。
- 各学校にICT支援員を2名配置。
- 若手教員研修指導員の配置。
- 部活動指導員の配置。

⑤外国語・ICT教育環境

○小学校1年生から外国語活動を実施。

○全教室に最新型電子黒板を設置。1,600台のタブレット端末を導入（生徒3.6人に対して1台）。

○テレビ会議システムの導入による校区内同学年、小中学校間等の交流授業、病
気療養中の児童に対する遠隔授業を実施。

(3) きらめきプロジェクト（保幼小中高一貫教育）について

①小中一貫教育

○学びのプラン

「きらめきプロジェクト」の核になるプランで、小中9年間で身につける学習
スキルや基本的生活習慣が系統的に示されている。

		保育園・幼稚園		小学校						中学校		
		前期（保幼小接続）			中期（小中接続）			後期（中高接続）				
		保・幼	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
「学びの心得」	目指す児童生徒の姿	<p>目で 授業開始前に着席し、時間・時刻を守って行動する。 耳で 人の話をしっかり聞く。 言葉で 正しい言葉づかいで、相手に伝える。 頭で 自分で考え、見通しをもって学習する。 心で 授業開始前に着席し、時間を守って行動する。</p>										
	「学習スキル」	<ul style="list-style-type: none"> 自分なりに言葉で表現する。 聞き手に分かるように話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 順序を考えて話す。 全員に聞こえる声の大きさで話す。 「～です」「～ます」と丁寧な言葉で話す。 聞き手の方を向いて話す。 「はい」と返事をしてから話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 話題を立てて話す。 「例え」「絵」「図」「キーワード」などを使って説明する。 言葉の強弱、間の取り方に注意して話す。 丁寧な言葉づかいで話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 論理的な構成や順序を考えて話す。 主体と部分、事実と意見に注意して話を構成して話す。 聞き手を意識し、相手の反応を踏まえながら分かりやすく話す。 目的や意図をはっきりさせて分かりやすく話す。 場の状況や聞き手に応じて敬語を適切に使って話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の話題について討論する。 目的をもって話し合い、深い発言を検討して自分の考えを広げる。 相違点については異論して考えを広げ、深める。 						
「学習スキル」	話す	<ul style="list-style-type: none"> 人の話を注意して聞く。 姿勢を正しくして聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 大事なことを聞きささないで聞く。 話し手の方を向いて聞く。 話し手の話を最後まで聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 話の中心に気を付けて聞く。 質問したり感想を述べたりしながら聞く。 話の内容や自分の考えをメモしながら聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の考えと比較しながら聞く。 相違点については異論して考えを整理する。 自分の立場、聞き手の立場を考えて聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝えたい事実や事柄を明確にして、文章の構成を工夫して書く。 根拠を明確にして書く。 論理の展開を工夫し、資料を適切に引用して説得力のある文章を書く。 鉛筆又はシャープペンシル（芯はB程度）を使って分かりやすく書く。 【ノートの取り方】 授業の内容を整理し、学習の振り返りに活用できるノートを作る。 先生や友達が発言、自分の考え、学習のポイントなどを付け加えたり、文字の色やラインの使い方を工夫したりして効果的にまとめる。 						
	書く	<ul style="list-style-type: none"> 文字に集中をこころ。 感じたこと、考えたこと、自由に書いたり、つくったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 考えが明確になるように、順序を考えて書く。 語と語や文と文との関係方に注意しながら、つながりのある文や文章を書く。 組筆を使って書く。（1分間20文字） 下書きを使い、組筆の持ち方や筆順、姿勢（目との距離は30cm）に気を付けて書く。 【ノートの取り方】 板書を正確に写す。 自分の書いた文字や式を見直す。 友達の見たと同じところ、違つたところを気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 考えが明確になるように、文字数や段落相互の関係に注意して書く。 理由や事例を挙げて書く。 組筆を使って丁寧に書く。（1分間25文字） ひらがな、漢字、数字の大きさを意識して書く。 【ノートの取り方】 友達の書いた文や式を見たり、考えを聞いて、よいところを付け加える。 	<ul style="list-style-type: none"> 考えが明確になるように、文章全体の構成の効果を考えながら書く。 自分の考えを頭や表、言葉で整理したり資料を引用したりして書く。 組筆を使って分かりやすく丁寧に書く。（1分間30文字） 【ノートの取り方】 友達の考えと比較して、よさ、違いなど気付いたことについて付け加えたり訂正したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝えたい事実や事柄を明確にして、文章の構成を工夫して書く。 根拠を明確にして書く。 論理の展開を工夫し、資料を適切に引用して説得力のある文章を書く。 鉛筆又はシャープペンシル（芯はB程度）を使って分かりやすく書く。 【ノートの取り方】 授業の内容を整理し、学習の振り返りに活用できるノートを作る。 先生や友達が発言、自分の考え、学習のポイントなどを付け加えたり、文字の色やラインの使い方を工夫したりして効果的にまとめる。 						
「学習スキル」	読む	<ul style="list-style-type: none"> 絵本や物語に親しむ。 声に出して読む。 	<ul style="list-style-type: none"> 文章、図、絵、音、状況などの情報を読み取り、自分の思いや考えをもち、発表し合う。 楽しんだり、知識を得たりするために、本や文章を選んで読む。 正しい姿勢で正しく発音し、聞き手に聞こえる声量で音読する。 	<ul style="list-style-type: none"> 文章、図、絵、音、状況などの情報を読み取り、気付いたことや考えたことを発表し合い、感じ方について違いがあることに気付く。 目的に応じて、本や文章を選んで読む。 内容の中心や場面の様子がよく分かるように音読する。 	<ul style="list-style-type: none"> 文章、図、絵、音、状況などの情報に表れているものを知識や体験と関連付けて自分の考えをもち、 目的や意図に応じて本や文章を読み、自分の考えを表現する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的に応じて文章、図、絵、音、状況などの情報を読み取り、知識を広げたり、自分の考えを深めたりする。 						
	調べる	<ul style="list-style-type: none"> 物事に興味・関心をもち、 	<ul style="list-style-type: none"> 目的をもって調べる。 - 調べたいことを明確にして、本や文章などで調べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的に合った方法で調べる。 - 教科書、資料集、辞典、辞書、図鑑、新聞、インターネットなどを使って調べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的に合わせた効率よく調べる。 - 適切な方法を選択し、効率よく必要な情報を収集する。 - 複数の情報を比較しながら、信頼性や信頼性の高い情報を選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 収集した情報を吟味、選択して活用する。 - 信頼性や信頼性の高い情報を選び、レポートや新聞作成で引用したり、意見文や批評文の根拠として活用したりする。 						
「学習スキル」	家庭学習	<ul style="list-style-type: none"> 関心を高める 	<ul style="list-style-type: none"> 学習を習慣化する 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の学び方を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的・主体的に学ぶ 							
	学習内容	<ul style="list-style-type: none"> ●進んで運動する。 ●地域に親しむ。 ●生活に関係の深い情報に関心をもち、 	<ul style="list-style-type: none"> ●与えられた課題を中心に、読み書き・計算の基礎的な学習に取り組ましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主学習を導入し、与えられた課題に追加的な学習や復習を行いましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●与えられた課題に加え、自主学習（予習・復習）を進めましよう。 ●定期テストの学習計画を立て、学習しましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●授業の予習・復習を自主的に進めましよう。 ●定期テストに向けての学習計画を立て、学習しましよう。 ●ここまでの学習のまとめをしましよう。 						

○外国語教育指導計画

外国語活動推進委員会を中心に策定され、「英語で話せる力」の育成を目指すもの。特に小学校の「使用表現・単語」「コミュニケーションモデル」「可能な自己表現」を系列的に整理しており、主な内容は以下のとおりとなっている。

- ・守谷市におけるオリジナルティーチングプラン
守谷市では小学校と中学校の接続時に、次のように指導します。
 - Phonics の導入：基本的な綴り字と発音の関係を学びます。
 - 自己表現の定着：外国語活動で扱った表現の定着を図ります。
 - コミュニケーションチャレンジ：中学1年で扱う表現を練習します。
- ・守谷市の9年間の英語教育で目指すコミュニケーション能力、5つのポイント
 - コミュニケーションを図るための積極性
 - 相手を尊重する態度
 - 様々な分野における幅広い知識
 - 豊かな自己表現力
 - 伝える内容を整理する構成員

○9年間を貫く英語教育の指導（平成23年度より文部科学省教育課程特例校）

小学校1年生から外国語活動を実施しており、小学校から中学校までの9年間を通して連続性のある外国語教育が可能となっている。

○情報教育指導計画

情報教育推進委員会を中心に策定され、「情報を活用できる力」の育成を目指すもの。各学年で身につける「スキル」と「モラル」を指導事項として記載している。

- ・情報教育指導計画に記載の「スキル」の例
 - 小1：パソコンやソフトウェアを起動・終了できる。
 - 小2：キーボードやマウスを使って、基本的な操作ができる。
 - 小3：電子ファイルの保存・整理や指定されたウェブサイトを開覧できる。
 - 小4：デジタルカメラの操作、電子データの保存・印刷ができる。

など

・情報教育指導計画に記載の「モラル」の例

前期（幼小接続）：情報社会でのルールやマナーを守り、行動に責任を持つ。

中期（小中接続）：発信する情報や情報に関する自他の権利を尊重する。

後期（中高接続）：情報社会への参画において責任ある態度で臨むことができる。

○中学校区道徳教育指導計画

守谷市道徳教育推進委員会を中心に中学校区ごとに策定され、保幼小中高の系統性を意識した道徳の時間の授業づくりを目指している。

中学校区内の児童生徒の実態を考慮し、それに応じた重点内容項目を明らかにした。各校が共通認識のもと効果的な指導を行えるほか、学区を超えた小小・小中・中中間で効果的な資料を提供し活用することで道徳の時間の質の向上を目標としている。

上記計画以外の取り組みとして、小学6年生の家庭科授業に中学家庭科教師が出向いて授業を行ったり、逆に中学2年生の理科授業に小学校の理科専科教師が出向くなど、様々な科目で相互間の乗り入れ授業を行っている。こうした、小中学校共同授業については内容をデータ化し、市内の教職員で共有している。

また、小学6年生が次年度入学する中学校に出向き、1日間中学校の生活時間沿って勉強、生活を行う小中交流教室を全ての中学校区で行っている。

②保幼小一貫教育

保幼小連絡協議会において「学びのプラン」の研修会を行い、保幼小の教職員がプランの共通理解に努めている。また、小学校の教職員が私立幼稚園に出向き人権教育の授業を行ったり、相互間の授業参観を行っている。これらによって幼児期教育と小学校教育を円滑に結びつけている

③中高一貫教育

中学校と守谷高校の教職員の授業参観、情報交換や守谷高校教職員による中学生への部活動指導や小学生に対する運動指導（陸上、マーチングなど）のほか、夏休み期間中に高校生による小学生への勉強補習支援をしている。

なお、文部科学省が示している中高一貫教育の分類としては「異なる設置者による中・高の『連携型』」に当てはまる。

以上、守谷市では①～③をもって保幼小中高一貫教育と定義している。

（４）守谷市学校教育改革プランについて

①概要

きらめきプロジェクトを深化させるため、学校教育における喫緊の課題でなかなか解決策が見つからない課題（いじめ問題、児童生徒の安全・安心の確保、新学習指導要領の実施、教職員の働き方改革）について、解決方針を定めるもの。

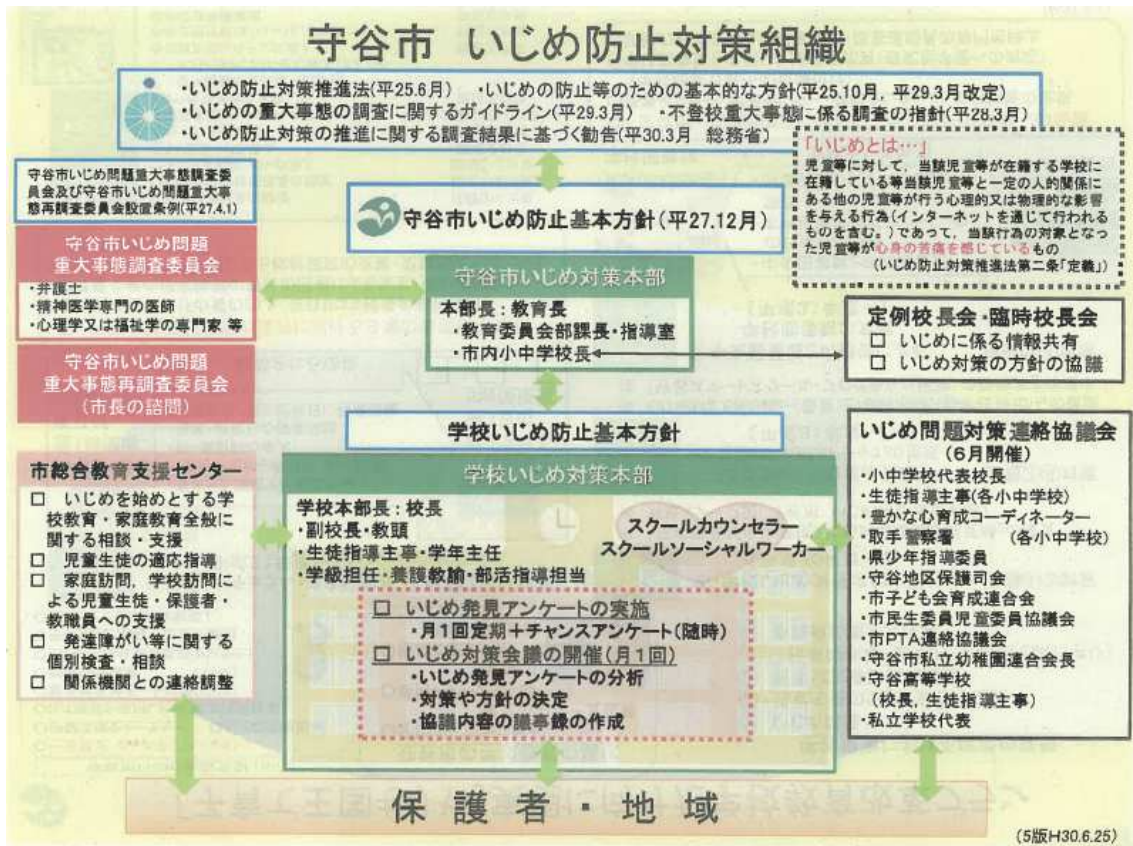
②内容

○プラン１：守谷型カリキュラム・マネジメント

教職員の働き方改革によって、子どもの学習効果の最大化と安全安心の確保実現するもの。

来年度から外国語活動・外国語実施によって小学校３年生から６年生の授業数が増えるため、４年生以上は毎日６時間授業になってしまう。これでは教職員や子どもの負担が大きくなるため、８月下旬からの授業実施（１週間）、前・後期制の導入、休校日であった県民の日、学校創立記念日を授業日にするなどの工夫により授業時間を捻出し、週３日の５時間授業制に組み替えた。こうした取り組みによって教職員、子どもそれぞれの負担を平準化し、学びの質を高めていくことを目標としている。

○プラン2：市・学校いじめ対策本部の設置



平成30年度から学校いじめ対策本部を設置しており、学校長が本部長となつて、いじめが起きる前の体制を強化し、担任が1人で抱え込まないよう組織的に対応をするなどに取り組んでいる。また、いじめの有無にかかわらず、全職員参加でいじめ対策会議を毎月1回実施しており、その中で、毎月1回以上行ういじめ発見アンケートを分析し対策等を決定するほか、その過程を議事録として記録し教育委員会を含めて情報共有している。

○プラン3：プログラミング教育の先取り（3つの柱）

・守谷スマートスクール・プログラム

「各教科及び総合的な学習の時間を中心としたプログラミング教育の推進」

低学年：カード等を用いたゲームやグループ活動を通して、コンピュータの基本的な仕組みを学習

中学年：スクラッチ（ビジュアルプログラミングソフト）などを活用しながら各教科や総合的な学習の時間でプログラミング的思考を育成

高学年：各教科の学びを確実にするためのプログラミング教育の推進（正多角形〔5年 算数〕、電気の性質〔6年 理科〕）など

「クラブ活動の時間などを活用した特色あるプログラミング教育」

「企業・団体や地域と連携したプログラミング教育」

守谷プログラミングキャンプ（企業・団体との連携）

・テレビ会議システムを活用した遠隔教育の推進

「学びを深めるためのテレビ会議システムを活用した合同授業」

・守谷への理解を深めるために、地域について調べたことについてテレビ会議システムを活用して学校間で交流（社会科や総合的な学習の時間など）

・多様な意見に触れ、自分の考えを深めるオンライン話し合い活動（学級活動など）

「テレビ会議システムを活用した全校集会」

・猛暑時やインフルエンザ流行時における教室からの全校集会への参加

・オンライン学習・家庭連携サポートシステム

家庭のパソコン、タブレットから家庭学習での利用が可能

小1～中3までの学習教材が、どの学年でも自由に学習可能

児童生徒の学習進行状況を学校と保護者が共有

これらの3つの柱を中心に、子どもがコンピュータを効果的に活用していく力を身に付けるために、その仕組みである「プログラム」を学び「プログラミング的思考」を育成することを目指すもの。

○プラン4：中央図書館との連携による学校図書館の充実

新学習指導要領では学校図書館の役割が重視されているが、学校図書館が単なる読書センターとなるだけではなく、学習センター、情報センターとしてどう機能させていくのかという部分が必要であり、同時に使いやすい居心地の良い環境を整えて子どもたちが利用するよう誘っていくことを目指している。そのため、学校図書館の手助けをする中央図書館を再公営化し、授業で使用する図書をあらかじめ確保しておくなどの連携を行っている。また、各学校の図書館司書とは別に、市全体を統括し、各学校の司書に指導、助言をする統括司書を設置している。

(5) 教職員の働き方改革とその効果について

中央教育審議会では、「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとするという働き方は子どものためにはならない。自らの生活の質や教職人生を豊かにすることで、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことが、学校における働き方改革の目的である」旨の答申が出されている。また、東北大学大学院教育学研究科准教授 青木栄一氏によれば、業務改善には下記の5つの視点（左側）とその解決手法（右側）の導入が重要との指摘がある。

業務の把握	○タイムカード
業務の削減	○定時通勤日 ○部活動ガイドライン
業務の付替え	○地域ボランティア ○部活動指導員
業務の不確実性の縮減	○学校閉庁日 ○留守番電話
業務の効率化	○校務支援システム

これについて守谷市では、以下のとおり全て導入しているほか、更に業務改善を行うた

めの取り組みを独自（下線部分）に行っている。

（守谷市が導入している解決手法）

業務の把握	○タイムカード
業務の削減	○定時通勤日 ○部活動ガイドライン
業務の付替え	○地域ボランティア ○部活動指導員 ○若手教員研修指導員 ○ALT 全校配置・複数配置 ○学習支援ティーチャー ○ICT 支援員複数配置
業務の不確実性の縮減	○学校閉庁日 ○留守番電話
業務の効率化	○校務支援システム ○電子黒板の全教室配置 ○デジタル地図ソフト ○授業事例の共有化
業務の負担の平準化	○守谷型カリキュラム・マネジメント <u>（週3日の5時間授業）</u>



これらを実施した結果として、教職員の教材研究等に充てられる放課後時間が1週間あたり下記のとおり増加した。

小学4年生から小学6年生	135分
中学生	180分
中学生（部活動指導員活用の場合）	480分

また、守谷市役所と協力し、例えば、市役所各課から児童生徒向けに配布する各種チラシ等について、従来は学校教育課に設置されている各学校のメールボックスに全部数が投函されていたが、本年7月から、クラスごとに部数分けして投函している。

(6) きらめきプロジェクトを含めた守谷市の取り組みによる効果

① 中学3年の英検3級以上の取得率が約51% (国平均は23.9%)

② 全国学テ、県学診テストでそれぞれトップクラスの順位

③ 公立学校情報化ランキング (環境・指導力) で県内1位

の3点を達成している。

(7) 委員からの質問

Q. 全校にALTを配置するなど外国語教育に力を入れているとのことだが、ついていけない子は出てこないのか。

A. ALTは授業だけではなく給食の際なども教室に来たり、イングリッシュデイには昼休みの放送や集会の司会を担当するなど積極的に生徒と交流しており、その結果、平成31年2月のアンケートでは、80%から90%の生徒が外国語活動やALTとの交流が楽しいと回答している。その中で英語が苦手な生徒に対しては担任教員が寄り添いながら支援をしている。

Q. 保幼小中高一貫教育の中でいじめ対策についても積極的に取り組んでいるとのことだが、いじめ自体はまだまだあるのか。

A. むしろいじめの認知件数自体は増えている。数年前には30件から40件だったのが、昨年度は150件程度である。些細なものを含めていじめの認知をしていくことが大事だという考え方で対策を進めている。

Q. 一貫教育を行うことで不登校が減る傾向にあるというデータもあるが、守谷市でも減っているか。

A. 一貫教育と不登校者の推移の相関は不明である。一貫教育が国で推奨されるようになった背景には小1プロブレムや中1ギャップの解消があるかと思うが、守谷市では小中学校間の交流教室や小中学校教職員の乗り入れ事業などによって、以前からこれらの問題は解消できている。

そのため、一貫教育が即不登校の減少に繋がるということに対しての検証はできていない。また、守谷市での不登校のケースとして、保護者が地元の義務教育学校ではないインターナショナルスクールや独自の教育メソッドを持った教育施設に通学さ

せることがあり、積極的に義務教育学校を選ばないことによる不登校も少なくない。

そのほか、守谷市には不登校や特別支援の生徒の教育相談に応じる教育支援センターがあり、その相談員が積極的に家庭訪問をし、学校と繋ぐことで解決した事例もある。

Q. 中学校の部活動について、教職員の中にはスポーツができないのに顧問をさせられているというケースもあるが、顧問については外部委託等を行っているのか。

A. 昨年度から守谷市独自で「部活動指導員」を運用しており、市内で12名が部活動の顧問に就いている。必ずしもその各スポーツの専門家ではないが、自分なりに勉強してもらっている。一方で、全ての部活動を部活動指導員にすることがいいのかという議論もある。いずれにしても各校長の判断で部活動指導員を雇用し運用していく方針である。

Q. きらめきプロジェクトの一環の中で複数担任制（学習支援ティーチャー）を取り入れているとのことだが、仕組みや担任同士の住み分け、動き方について教えてほしい。

A. 学習支援ティーチャーについて、もともとは小学校1年生の基本的な生活習慣を身につけさせるため、また、中学校では県から加配措置のない国語、数学、理科等の教師として配置した。当初は個別に学習支援が必要な子供に付き切りの支援をすることも少なくなかったが、現在ではグループ活動でクラスを2つに分けた際に、担任の先生と分担するなど協力してもらっている。当初、小学校1、2年生および中学校1年生への配置に限定していたが、特に小学校においては、必要な学年に幅を広げようとしている。配置の基準は、2学級に1人、3学級に2人、4学級に2人、5学級に3人となる。それらをどう運用するのかについては、学校における基本的な生活習慣の定着が当初の目的であるので、前期は午前中は低学年を担当し、午後は他学年、後期は校長の裁量で運用してくださいという原則は各学校に示している。そのため、校長の判断で1年生に配置したうちの1人を、他学級に回すという運用も行っている。

Q. 校長の判断で、学級崩壊などによって対応が難しい学級に配置させることもできるということか。

A. そのとおりである。特別支援の生徒については、介護補助員を配置する制度もあるので、例えば1つの学級に担任、学習支援ティーチャー、介護補助員、ALTの計4

人が配置されているケースもある。

Q. 守谷市では全教室に電子黒板が配置されており、使い方をICT指導員が教員に教えているとのことだが、ベテランの教職員もついてこれるのか。

A. ベテランの教職員も普通に電子黒板を使っている。守谷市では指導者用デジタル教科書を全教科導入しており、使えて当たり前という状況である。ICT支援員にはテレビ会議システムで学校間を繋ぐ際や、タブレットで生徒が学習したことを電子黒板に反映させる際など、より高度な運用を行う際に補助として入ってもらっている。ハード面整備だけではなく、使いこなすためのサポート体制をセットで充実させていくべきだと考えている。

Q. 遠隔授業などでは「ZOOM」を使っているとのことだが、スカイプより高性能か。

A. 「ZOOM」は有料のためか、スカイプより接続環境や音声が良い。

Q. 「守谷しぐさ」はどのように使っているか。

A. 「守谷しぐさ」は人としての当然の振る舞いや、思いやりのある行動等が記載されているが、押し付けるものではない。学級活動などで自分たちの「守谷しぐさ」をつくろうという取り組みをしたり、小学生がつくった「守谷しぐさ」を中学生に見てもらって、コメントもらうなどのやり取りを行っている学校もある。そのほか授業参観の一環として生徒がつくった「守谷しぐさ」について保護者からコメントもらうなどの取り組みを行っている。

Q. 守谷市立図書館はなぜ指定管理制度から再公営化したのか。

A. 指定管理から公営に戻したのが今年である。指定管理となった直後、委託した業者の不祥事や従業員が集まらないという事例があったほか、委託前から公営とすべきという意見も少なくなかった。また、学校図書館との連携を行っていく上では指定管理では対応できないという点も公営に戻す理由となった。

(8) 委員会としての所感

守谷市が行っている保幼小中高一貫教育（きらめきプロジェクト）は、小中9年間で身につける学習スキルや基本的な生活習慣を示した「学びのプラン」を軸とした小中一貫教育を土台に、保幼小一貫、中高一貫を加えたものであるが、まず、保育園・幼稚園は

28 園中 26 園が私立、高校は県立というように、設置者が異なるにもかかわらず連携できているという部分が印象的だった。これは以前から「守谷市保幼小連絡会」を定期的
に開催して幼児期教育と小学校教育との円滑な接続に努めてきたことや、守谷高校と市
内の中学校による生徒会情報交換会である「守谷市中高連絡会」が定着してきたこと
によって、保幼小中校一貫の土台がすでにできていたからであり、過去の地道な積み重ね
が無ければ一貫教育に円滑に移行することはできなかったと考える。

また、きらめきプロジェクトの内容について、特に英語教育については、「守谷市小
中一貫外国語教育指導計画」を定め、小学 1 年生から英語活動の授業を取り入れて、中
学校を含めた 9 年間で英語力を高めていく取り組みの結果、中学 3 年の英検 3 級以上の
取得率は約 51% という高い成果に繋がっている。また、情報教育も盛んであり、「守谷
市小中一貫情報教育指導計画」には、小中学校の各段階でパソコン等情報機器の操作を
どの程度まで身につけ、同時に情報機器を使用する際のモラルやマナーをどれだけ理解
させるかが示されており、こうした体系的な教育の結果、公立学校情報化ランキング(環
境・指導力)で県内 1 位となるなど、英語教育と同様に成果として現れている。

以上、きらめきプロジェクトの内容や経緯等についてが視察の主な主旨であったが、
このプロジェクトを推進できる背景として、守谷市が予算全体の 20% を教育費に充て
ているということも特筆すべき部分である。その結果、ALT の全校配置や ICT 支援
員の配置、電子黒板やタブレットの導入など様々な教育政策が可能となり、守谷市の目
指す一貫教育が実現できている。つまり、財政的な部分を含めて、市全体で子どもたち
の教育環境を良くしていきたいという意識が行き渡っているからこそ、種々の教育施策
や連携がスムーズに進んでいるのだと感じた。

(川崎市)

1. 市勢

市制施行 大正 13 年 7 月 1 日

人 口 1, 526, 630 人

面 積 144. 35 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 7590 億 6628 万円

令和元年度特別会計当初予算 5001 億 7723 万円

令和元年度企業会計当初予算 2015 億 9399 万円

合 計 1 兆 4608 億 3751 万円

3. 議会

条例定数 60

5 常任委員会 (総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境)

1 特別委員会 (大都市税財政制度調査)

4. 視察事項 (川崎市南部学校給食センターについて)

(1) 視察目的

川崎市では、市内中学校の昼食は弁当持参を基本とする「ミルク給食 (ミルクのみの提供)」を行ってきたが、中学校完全給食の実施に関する議会の決議や市民からの意見を踏まえ、平成 28 年度から小学校と同様の完全給食を実施するに至った。

同市内には 3 カ所の給食センター (北部、中部、南部) が設置されているが、特に南部給食センターについては、市街地に建設されていること、1 日当たり 15, 000 食の提供能力があること、市有地に建設されていることなどから、本市で検討している中学校給食センターの課題 (建設中・稼働後の安全対策を含めた周辺環境への配慮、地元に対する対応等) を解決していく上での参考とするため視察を行った。

(2) 川崎市南部学校給食センターについて

①施設概要

- 所在地 川崎市幸区南幸町3-149-2
- 構造 鉄骨造2階建て
- 建築面積 8,704.60 m²
- 延べ床面積 7,230.39 m²
- 調理能力 15,000食(2献立) / 日
アレルギー対応食 150食 / 日
- 配送対象中学校: 22校
- 配送車両台数: 24台
- 付帯施設: 防災備蓄倉庫
- 事業費: 約154億円



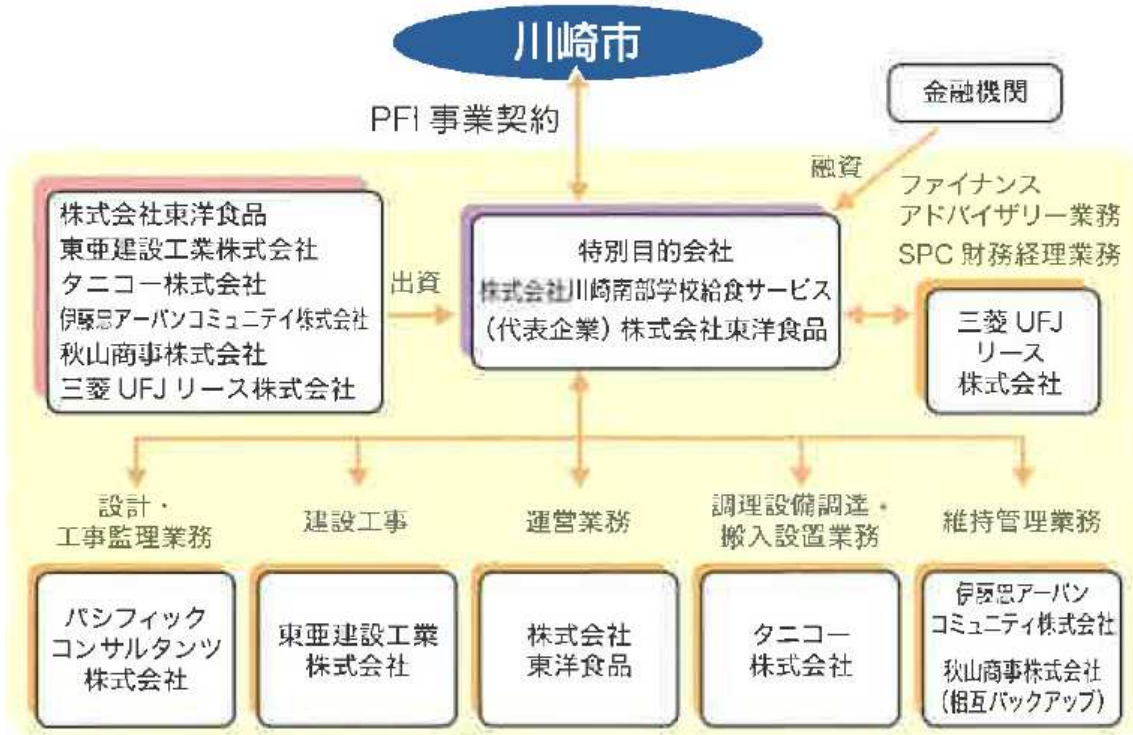
(南部給食センター入口)

(当初契約額。設計費、建設費、15年間の維持管理運営費含む)

②PFI事業概要

- 事業期間: 平成27年10月から平成44年(令和14年)3月まで
- ・事業内容:
 - 給食センターの設計及び建設に関する業務
 - 開業準備業務
 - 給食センターの維持管理に関する業務
 - 給食センターの運営に関する業務

・事業実施体制



③施設コンセプト

- 安全安心**

 - 国の衛生管理基準等を遵守し、徹底した衛生管理を実現
 - HACCPに対応した衛生管理
 - ※Hazard Analysis and Critical Control Pointの略
 - 食品の製造・加工工程において予測される食中毒や異物混入などによる危害の発生を分析し、重要管理点を定め監視することにより製品の安全を確保する国際的に定められた衛生管理の手法です。
 - 専用コンテナ・専用トラックで各学校へ給食を配送
- エコ**

 - 環境負荷低減の取組
 - ・ヒートポンプ給湯器(エコキュート) ・太陽光パネル
 - ・再生材の利用 ・光熱水使用量の見える化 ・高効率照明を採用
 - ・施設の断熱効果を高め、快適な作業環境を確保
 - 食品リサイクルの取組
 - ・給食残渣は、リサイクルするために減容します。
- 防災**

 - 防災設備
 - ・集中型備蓄倉庫を設置
 - ・緊急用受水槽水栓(緊急時の飲料水を確保)
 - ・LPガス式コンロ
 - ・非常用電源(発電機による情報通信機器等の電力バックアップ)
 - 貯蔵しているお米を調理し地域の避難所へ配送

④施設概略図

川崎市南部学校給食センター 施設概略図

安全・安心で温かく、美味しい『健康給食』を安定供給します。

作業の流れ



11 コンテナ室
食器を入れたコンテナや食缶・器具を熱風で消毒します。



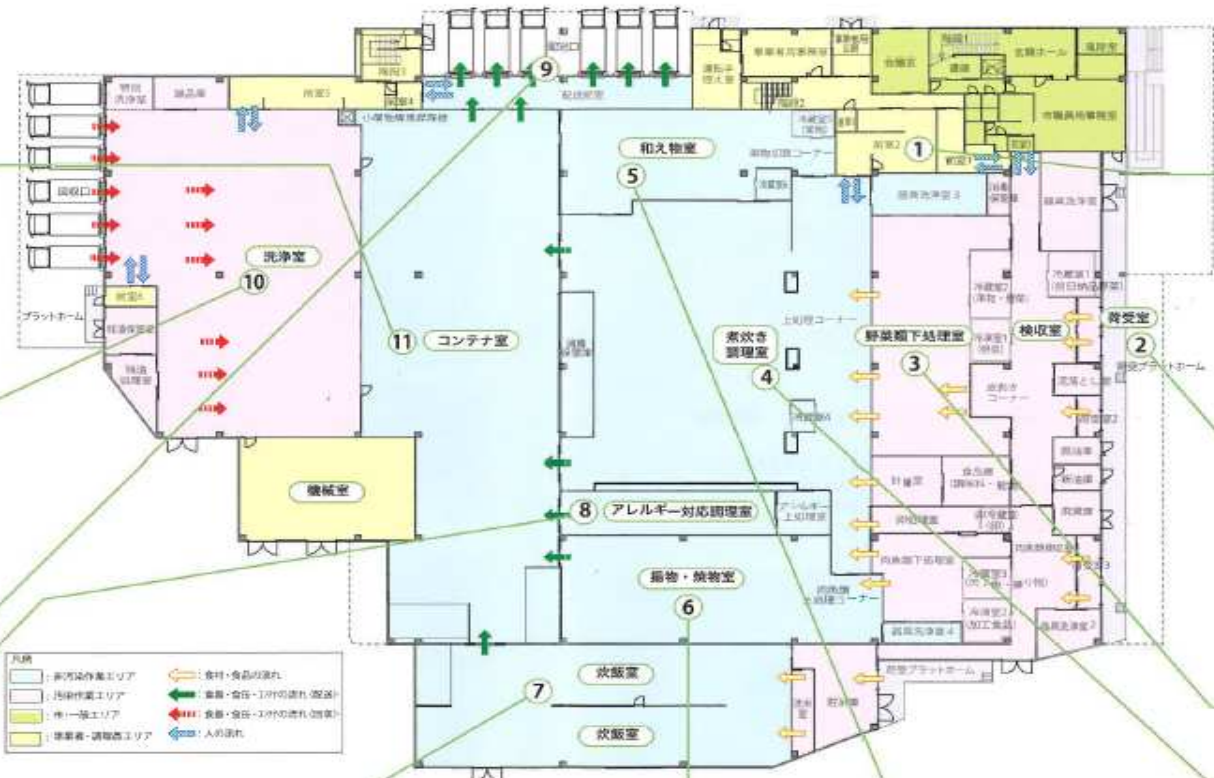
10 洗浄室
学校から戻ってきた食器・食缶・コンテナを専用の洗浄機で洗浄します。



9 ドックシェルター
配送搬入場所にドックシェルターを設置し、虫等の侵入を防ぎます。



8 アレルギー対応調理室
専用の上処理室を設けアレルギーの混入を防止し、食物アレルギー対応食を調理します。



1 前室
調理室に入室する前に、専用靴に履き替え、手洗いをします。調理員に付着した毛髪やテリ等をエアシャワーで除去します。



2 荷受室
納入業者からの食材受け入れを行う場所で、食材の鮮度、品質、数量等を確認します。



3 野菜類下処理室
野菜や果物類の洗浄等の下処理を行います。生のままで提供する果物類は専用の下処理ラインを設け、他の野菜との交差汚染を防止します。



4 煮炊き調理室
蒸気式回転釜により、汁物や煮物等を調理します。



7 炊飯室
全自動炊飯システムを導入し、最大15,000食を炊飯します。



6 揚げ物・焼物室
連続フライヤー・スチームコンベクションオープンにより、揚げ物・焼物を調理します。



5 和え物室
温度管理された室内で、サラダ等の和え物や、果物を調理します。

※衛生管理の観点から、左側（食材搬入）から右側（調理）へ的一方通行となっている。

⑤中学校給食実施の経緯

川崎市では、52校中2校で自校方式、2校で小中合築方式、48校でセンター方式による給食提供を行っている。給食センターは市内に北部給食センター（配送対象：12校）、中部給食センター（配送対象：14校）、南部給食センター（配送対象：12校）の3カ所あり、PFI事業として、平成29年9月から南部給食センターが、同12月に他の2センターが稼働した。

⑥中学校給食の内容

○対象：全学年・全員喫食（選択制でない）

○給食内容：

ごはんやパンなどの「主食」と肉・魚・野菜などの「おかず」、「牛乳」を基本とした完全給食。献立は文部科学省が示す「学校給食摂取基準」に基づいて、市の栄養士が作成する。また、アレルギー情報やエネルギー（kcal）が記載された献立表を配布している。

○食材：

国産品を基本に安全・安心・良質な食材を確保し、可能な限り市内産・県内産を使用し、地産地消に配慮している。

○給食費（平成31年度）：

学年	給食費	月割額
1・2年	52,800円	4,800円
3年	50,600円	4,600円

※食材費のみを「給食費」として保護者から徴収しており、人件費、光熱水料費等は含まれていない。また、給食費は年額制であり、分割払いにより、口座振替により集金している。なお、給食費は生活保護や就学援助の対象費目となっている。

※学校を欠席した場合、台風などにより休校の場合に係る減額や返金はない。ただし、年度途中での転出入や長期欠席の場合は、月単位で給食費の調整を行う。

○食物アレルギー対応：

医師の診断をもとに、原材料等の詳細な情報提供や、特定原材料7品目(卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば)の「除去食」を提供する対応(個別容器で提供)を行っている。

⑦中学校給食のコンセプト

川崎市の学校給食は「みんなで創る健康給食」を目指す姿とし以下をコンセプトにしている。

○とにかく「美味しい」中学校給食

- ・国産食材にこだわる「主要食材(米、肉、野菜など)国産率100%」
- ・和風の天然だしなど、薄味でおいしい味付けの工夫など

○自然と「健康」になる中学校給食

- ・年間を通した1食平均125グラム(文科省標準は117グラム)が摂れる
- ・米飯給食9割以上、「和」の食生活が自然と身につく「健康給食」
- ・適量が分かりやすい食器のデザイン(ご飯盛り付けラインの表示)など

○みんなが「大好きな」中学校給食

- ・人気ランキングを定期的に募集して、献立に反映
- ・生徒と保護者からレシピを募集して、優秀作品は給食献立に採用など

(3) 委員からの質問

Q. 南部給食センターを設置した経緯を教えてください。

A. 中学校給食について、以前は弁当持参で牛乳のみ提供の「ミルク給食」を行っていた。ただ、弁当を持参できない生徒対応として平成16年ころから業者配送のランチサービスを導入していたが、利用頻度が少なかったことや、議会をはじめ、様々な団体からも中学校給食をすべきではとの意見があったので、平成25年11月に中学校給食の基本方針を定め、平成26年10月に中学校完全給食の実施方針を策定した。この実施方針の中で給食センターを北部、中部、南部の3カ所設置すること、小学校と中学校が合築している2カ所の学校については校舎の調理場を使うということ、敷地に

余裕のある 2 校については自校調理場を建設することが盛り込まれた。給食センターの土地の確保については、地域や学校から自校調理場方式でできないのかという声もあったが、新たに調理場をつくとグラウンドが狭くなるなどの教育環境悪化が懸念されたため、敷地に余裕のある 2 校のみ自校調理場をつくり、他 48 校については給食センターからの配送という形になった。

Q. 給食センター建設等にかかる事業費は。

A. 当初契約額は、設計費、建設費、15 年間の維持管理運営費含め、南部給食センターのみで約 154 億円である。

Q. 周辺住民との調整、説明をどのように行ったか。

A. 給食センター周辺を戸別訪問し、商業施設含めて建設の案内を行ったほか、地域の自治会にも説明を行ったが特に反対意見はなかった。ただ、意見の中に建設中、完成後に周辺が渋滞しないように、また、生徒の交通安全、商業施設駐車場への配慮、騒音、振動が無いようにとの意見はあった。他にも近隣住民対象の説明会も別途開催したが参加者がいなかった。

Q. 近隣住民向けの説明会を開催した際に参加者がおらず、また、特に否定的な意見もなかったということだが、北部、中部も同じ状況だったか。

A. 北部、中部含めて否定的な意見はなかった。南部給食センター一帯は商業地域であるが、この給食センターの建物用途が「工場」という扱いになっているので建築基準法上工場が立てられるのは工業地域か準工業地域となる。よって建築基準法第 48 条による建築審査会で有識者含め本来の用途ではない建物を建設することについて聴聞会を開催したりしたが、その場でも反対意見はなかった。

Q. 建設時、建設後の周辺住民に対する交通安全対策や騒音、悪臭、排水等の対応をどのように行ったか。

A. 安全対策、交通対策については給食センターの北側に警察署があるので相談したり、市の交通関係部局と協議を行い、敷地への配送車の出入りについては原則左折で入り左折で出ることとしている。工事の際はガードマンによる誘導等を行ったため大きな問題は起こっていない。騒音については、換気扇や空調設備は大型であるので屋上に設置するのではなく天井の中に設置するなど配慮している。室外機などは一部屋上に

も設置しているが、ルーバーで囲うなど視覚的にも配慮している。振動については、機器類に振動防止のゴムを取り付けて対応している。臭いについては、脱臭用フィルターを設置しており、近隣住民からの苦情はない。

Q. 生徒と保護者からレシピを募集し優秀作品は実際の献立に採用されるとのことだが、どれぐらい採用されているか、またどういったメニューが採用されているか。

A. 昨年からの取り組みだが、具体的には黒ゴマとチキンを使ったメニューが採用された。1400点ほどの応募があり、その中から選んでいる。また、学校によっては家庭科の授業の課題と絡めて取り組んでいる。給食センターで調理できるかどうかを生徒と栄養士と打ち合わせて事前に試作し、実際に提供した。

Q. 給食における宗教的配慮はどうか。

A. 該当者は保護者、学校、栄養士で話をするものの、基本的に弁当対応である。

Q. 南部給食センターには何人が勤務しているのか。

A. 南部給食センター内の調理員、配送員、維持管理者等含めると約100人である。そのうち市の職員は約10人である。また、栄養士は市の職員であるほか、各学校には最大で6、7人の配膳員が配置される。

Q. 南部給食センターで働く従業員の安全管理はどこが行うのか。

A. 建物の維持管理、メンテナンス、安全管理については伊藤忠アーバンコミュニティが行う。

Q. PFI方式で給食センターの運営は東洋食品が行っているとのことだが、献立を作成する際の主導的な役割はどこが担っているのか。

A. 川崎市では行政が担っている。他市では献立を含めて業者が行うところもある。

Q. 配送の遅延はあるか。

A. 南部給食センターは配送地域が広いが今まで遅延はない。遠い学校から随時配送し、一気に配送しないため渋滞などの問題は起こっていない。午前11時ころから配送を始めている。

Q. 南部給食センターにおいて地産地消の取り組みは行っているか。

A. 月に数回地産の食材を使った給食を出しているが、問題になるのは食材量である。

J Aセレサ川崎を通じて地元農家と情報をやり取りし、必要数が確保できるか確認し

ながら行っている。年度当初に年間計画として見込みを立てて、この時期にこれだけほしいという要望をJAに伝え、JAが地元農家と数量のコントロールを行っている。

Q. 自校調理方式の中学校もあるとのことだが、給食センターを設置するならば全体的なコスト的にもセンター方式に統一すべきという意見はなかったか。

A. 小学校は自校調理方式であるので、中学校もそうすべきという意見がある中で、敷地等の問題から4校以外は給食センター方式で対応するとした経緯がある。そのため、自校調理方式が行えるところについては行っていくべきという認識があるため、統一すべきなどの意見は出ていない。一方で、自校調理方式の方が温かいものが食べられるといった意見も行くが、実際に給食センターから配送される給食でも十分温かい状態で食べられるので、そこに大きな違いはないと考えている。

Q. 南部給食センターに付帯設備として防災備蓄倉庫があるが、指定避難所になっているのか。

A. なっていない。倉庫の備蓄物は指定避難所に指定されている学校などで使用することを想定している。他の北部、中部給食センターも同様である。

Q. 南部給食センターで万が一食中毒が発生した場合、他の給食センターでカバーできるのか。

A. 他のセンターでカバーする能力はない。

Q. 異物混入の事例はあるか。

A. 髪の毛、虫、ビニール片が混入する事例はある。ただし、給食センターで混入したのか、学校で混入したのかの見極めが困難である。

(4) 委員会としての所感

川崎市南部給食センターは、川崎市内の3つの給食センターのうち、最大の調理能力を持つ施設であり市内22校に給食を提供しているが、まずは衛生管理の観点から、センター内を食材搬入から調理室までを一方通行とし、それぞれのフロアの作業員が別のフロアに立ち入らないことで、異物混入等や食中毒のリスクを低下させていることが印象的だった。また、でき上がった給食を配送車に積み込む際に虫等の侵入を防ぐため、ドックシェルターを設置し、配送車が給食センターを離れる直前まで徹底した衛生管理

が行われていると感じた。

騒音や異臭対策については、換気扇や室外機の配置の工夫や脱臭フィルターの設置、排気口の向きを住宅側に向けないなどの対策により、周囲からも否定的な意見はないとのことだった。

給食の内容についても、川崎市の中学校給食のコンセプトの1つに「自然と『健康』になる中学校給食」が挙げられていたが、その中で文部科学省標準を上回る1食平均125グラムの野菜が摂取できる献立とするなど、生徒の健康を大切に考えている姿勢が感じられ、保護者にとっても野菜摂取を重視した学校給食が提供されることは喜ばしい部分だろうと感じた。

一方で、学校給食で地産地消を行っていく場合に、どうしても必要数量確保の問題をクリアするのが難しいという課題は本市と同様であり、農家との調整をしながら可能な際に地産品を使っているということだったが、より多く地産品を使っていくための方法の模索は本市も川崎市も課題であると感じた。また、衛生管理面については上記のとおり徹底されているものの、やはり、異物混入の事例はあるとのことだったので、徹底しても異物混入等の問題が起こってしまうのならば、事案が発生した際の対応方法を明確化するだけでなく、それぞれの従業員が迅速に対応できる体制の構築が本市においても必要であると感じた。

そのほか、給食センター建設時に周辺の住民から特に反対意見が出なかったこと、説明会を開催しても参加者がいなかったことなど、立地場所の周辺環境によって住民対応も違ってくるという点も驚いた部分であった。

現在本市では、中学校給食センター建設に向けて進んでいるところであるが、今回の川崎市の取り組みを参考にしながら、より良い中学校給食センターになるよう、引き続き研究していきたい。

(葛飾区)

1. 区勢

区制施行 昭和7年10月1日

人 口 463,909人

面 積 34.8平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 1961億5000万円

令和元年度特別会計当初予算 982億6870万円

合 計 2944億1870万円

3. 議会

条例定数 40

4 常任委員会 (総務、保健福祉、建設環境、文教)

3 特別委員会 (地域活性化対策、危機管理対策、都市基盤整備)

4. 視察事項 (徘徊高齢者おでかけあんしん事業について)

(1) 視察目的

葛飾区では、徘徊高齢者が鉄道事故を起こし、鉄道事業者から家族に多額の賠償を請求されるケース等に備えるため、対象の区民が無償で加入できる「おでかけあんしん保険」を実施している。線路等に立ち入って列車を運休・遅延させた際に鉄道会社から損害賠償請求がなされた場合、最大で5億円が補償されるほか、他人に障害を加えた場合も最大で50万円が補償されるなどの内容となっており、このような保険事業を導入したのは都内初である。

また、徘徊高齢者の靴など身に着けるものに貼る「おでかけあんしんシール」を配布しており、警察等が徘徊高齢者を発見した際にシールに記載された内容を区が委託するコールセンターに照会し、身元や連絡先を確認した上で家族に連絡するという仕組みをつくり早期帰宅につなげている。

以上の施策を中心に、本市における徘徊高齢者対応、介護予防政策の参考とするため視察を行った。

(2) おでかけあんしん事業について

①概要

○対象者：葛飾区内に在住かつ在宅で認知症により徘徊がある方で、次のいずれかに該当する者

医師に認知症と診断されている【原則】

・認知症であることがわかるもの（診断書など）の写しが必要。ただし、要介護認定を受けている場合は不要。

※要介護認定を受けている場合は、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の者。

「おでかけあんしん保険チェックリスト」で該当する項目がある。

○届出者：対象者の家族など。

○届出事項：対象者の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先（2人以上）の氏名、住所、続柄、電話番号

○届出方法：所定の届出書を葛飾区役所福祉総合窓口に提出する。

○費用：無料

○事業内容：おでかけあんしん事業は「おでかけあんしんシール」と「おでかけあんしん保険」で構成される。

②おでかけあんしんシール

認知症者がひとりで外出して自宅に帰れなくなったときにシールを手掛かりに家族等に連絡することで早期帰宅につなげる。事前に衣類やくつ、つえ、自転車などに張り付ける。

おでかけあんしんシール



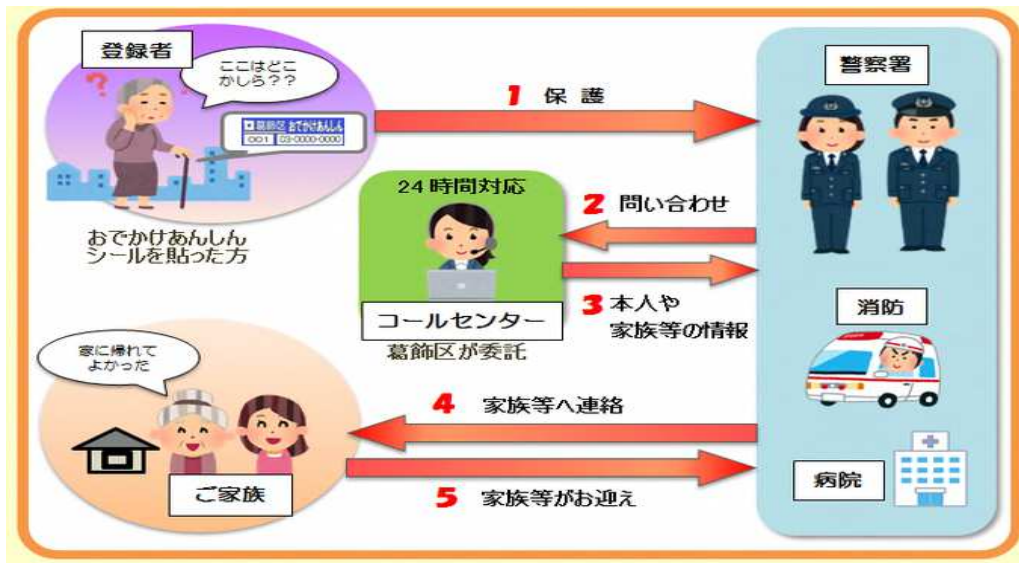
横 4.0 cm
×
縦 1.5 cm

登録番号
ひとりにひとつ

コールセンターの電話番号
※実際の番号とは異なります

▲区内の町工場「株式会社扶養」が作った葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定の特殊印刷シールを採用しています。

徘徊時に警察等に保護されたとき、持ち物に貼られた「おでかけあんしんシール」記載の電話番号に電話をかけるとコールセンターにつながる。コールセンターでは登録番号から本人や家族等の連絡先を警察等に情報提供し、警察等は家族に連絡を行うことで早期帰宅につなげる。



③おでかけあんしん保険

認知症による徘徊に起因する鉄道事故等を発生させ、家族が損害賠償責任を負うことになった場合等に補償される保険であり、保険料は葛飾区が負担する。

○被保険者：おでかけあんしん事業登録者。

○補償内容：以下のとおり。

【個人賠償責任補償＜補償額最大 5 億円＞】

認知症による徘徊に起因する事故により、第三者の身体の障害及び財物の損壊に係る損害賠償責任補償並びに鉄道事故に係る賠償責任補償。

(例) 線路に立ち入って電車を止めてしまい、遅延・運休を伴う営業損害賠償請求を家族が受けた場合。

【障害の補償＜補償金額最大 50 万円（後遺障害は程度により 2 から 50 万円）＞】

認知症による徘徊時に負った障害等に起因する交通事故等に係る死亡や後遺障害。

【被害者死亡時の見舞い費用＜補償金額 15 万円＞】

認知症による徘徊に起因する偶発的な事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な原因として死亡した場合。

(3) 葛飾区介護予防事業について

①シニア活動マップ

高齢者の主体的な活動や介護予防に繋がる取り組みを行っている団体などを区内 7 圏域ごとにまとめたマップ。高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）が 7 圏域に 2 カ所の計 14 カ所あり、同センター職員と生活支援コーディネーターが 1 年間をかけて地域で活動している自主グループを取材し、マップ掲載の許可をもらった 357 団体を掲載している。実際に把握している団体は 600 団体以上。

なお、高齢者クラブなどその地域に住んでいる人でないと利用できない団体や単なる相談窓口、不定期開催の場合等は掲載していない。

②健康遊具の設置

区の健康づくり課と公園課が連携して区内の公園に健康遊具を設置し、気軽に運動できる場所を提供している。住民からの要望を聞きながら毎年計画的に設置しており、マップを作り場所を分かりやすく公開している。

③健幸マイレージ

健康づくりの一環として「30分以上ウォーキングする」などの活動目標を決めて実践したり、健康診査やがん検診を受けることで健幸マイレージが溜まる。貯めたマイレージを使って応募すると5,000円分のクオカードや血圧計、スマートブレスレットなどの景品が当たる。年齢制限はなし。

④プラチナ・フィットネス

65歳以上の区民で要支援・要介護認定を受けていない者を対象に運動に取り組むきっかけとして区内9施設のフィットネスクラブと協働して運動の習慣化を目指している。

内容としては、自身の興味や体力に合わせ、フィットネスクラブが用意している運動メニューから選び、毎週1回全12回3カ月間のコースで利用するというもの。

参加費は1人あたり6,000円（1回あたり500円）であり、年度内1人1回限りの利用となる。

⑤シニア活動支援センター

55歳以上で介助の必要でない区民を対象にした介護予防の取り組みを行う施設であり、筋力向上トレーニング、脳力トレーニング、回想法など、区の職員が指導したり、地域の自主グループの人に参加してもらいスキルを学んでもらうといった、リーダー養成研修も行っている。ある程度スキルが上がったリーダーは地域で自主的にグループを立ち上げて活動している人もいる。

上記のように幅広い分野で気軽に運動習慣や健康づくりに取り組んでもらえるよう事業を用意し庁内のいろいろな部署と連携している。

また、葛飾区内で行われている様々な介護予防の活動を分かりやすくするため、シニア活動マップ等を作成し情報を集約している。

(4) 委員からの質問

Q. おでかけあんしん保険について、損害保険会社の既存の製品で運用しているのか。

A. 葛飾区から複数の保険会社に保険の仕様を投げかけて、そこで対応できる会社と契約している。特に鉄道事故によって遅延損害が出た場合の補償が可能な保険会社がなかなか見つからなかったが、東京海上日動火災が可能であったため同社と契約している。

Q. 保険会社とは1年契約とのことだが、今後会社に変更になることはあるのか。

A. 現地点で葛飾区の求める仕様でできるのが東京海上日動火災だけだったが、他社も認知症保険に関心を持っているので対応が可能となれば入札になると考えている。

Q. 契約者が区で被保険者がおでかけあんしん事業登録者ということか。また、被保険者は一覧表にして保険会社に提出しているのか。

A. そのとおりである。

Q. おでかけあんしん保険の対象となったケースはあるのか。

A. 現時点ではない。ただし、現在進行中の事案として、認知症の方が止まっている車に自転車でぶつかり賠償請求を受けてしまったケースがあるので、区から保険会社に連絡し補償の対象になるのか調整中である。

Q. 上記のケースで被保険者が別の自転車保険に入っていた場合はどうなるのか。

A. 自転車保険の補償を使ってもらう。

Q. おでかけあんしん事業の登録基準はあるのか。

A. 徘徊がある方で医師に認知症と診断されているのが原則で、要介護認定を受けている場合は「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方か、要介護認定を受けていない場合は「葛飾区おでかけあんしん事業利用届出書」のおでかけあんしんチェックリストで該当する項目がある場合に登録できる。

Q. 被保険者の本人負担はなしということか。

A. そのとおりである。

Q. 鉄道が遅延した場合の賠償額について、状況やケースごとによって変わってくると考えるが、どの程度か把握しているか。

A. 鉄道会社は賠償額を公開していないので不明である。ただし、葛飾区の補償額最大

5億円という金額はかなりの部分をカバーできる金額だと考えている。

Q. おでかけあんしん事業の登録者数はどのぐらいか。

A. 登録者数は約400人であり、原則はおでかけあんしん保険にも加入してもらう。

Q. おでかけあんしん事業が認知症の方の外出時の安心に寄与していると考えますが、従来はあまり外出しなかった方が外出するようになったなど、実際の効果は表れているか。

A. おでかけあんしんシールによって速やかに保護されるケースは増えている。

Q. おでかけあんしんシールは対象者1人に何枚配布されるか。

A. 1人10枚である。また、別途でキーホルダーに貼り付けたものを1個配布している。

Q. 本市では徘徊高齢者等SOSメールを導入し地域住民と協力して早期発見に繋げているが、葛飾区でも同様の事業は行っているか。

A. 行っていない。

Q. おでかけあんしん保険の対象見込者数が540人で現時点で約400人が加入しているとのことだが、最終的には区内の認知症の方全員（約16,000人）に加入してもらうことを目指しているのか。

A. 認知症の方の中で徘徊の症状のある方がどの程度いるかについて、つかめないところがあるが、登録者数についてはおおむね計画どおりと考えている。

Q. 家族も含めおでかけあんしんシールを貼ることに抵抗を感じる方はいるか。

A. 日常的な徘徊などで切迫している家庭などはシールを貼ることで少しでも苦労が軽減されるということで好意的である。また認知症本人の方は確かに嫌がることもあるが、その場合は本人の目につかないように貼ってもらっている。

Q. 葛飾区には外国人が多いと感じるが、おでかけあんしん事業には外国人の登録者はいるか。

A. 外国人も登録されており、おでかけあんしんシールなども日本人同様に使ってもらっている。

Q. 現在は各自治体が国の新オレンジプランに沿って事業や施策を進めているが、今後予防と共生の2本柱で構成される認知症対策推進法が制定されれば、各市町も基本計

画を作成していくことになるかと考える。そういった準備や議会から計画整備に関する指摘はあるか。

A. 現状では特にはない。認知症政策推進大綱が決定されたので国の動きに合わせて必要な対応をしていきたい。

Q. 認知症は病気でもないし事故でもないという考え方から、認知症対策、対応という言葉ではなく施策と言い換えるべきだという意見もあり、四日市市の総合計画においても文言を変えていく可能性があるが、葛飾区ではどうか。

A. 葛飾区でも今後2年間で基本構想、基本計画を策定していくので、その中でそのような議論も出てくると考える。

Q. かつしか健幸マイレージについて、応募者数を教えてほしい。

A. 平成30年1月から4月までの募集期間において応募件数が69件、当選は43人、5月から8月の募集期間において応募件数が97件、当選は58人である。

Q. 四日市市における健康マイレージ事業については、三重県の制度に乗っかっているが、葛飾区は区独自か。

A. 区独自である。東京都の補助金を活用している。

Q. 葛飾区シニア活動マップは区内の様々な取り組みをひとまとめにしており区民にとっては見やすいものだと思うが、どのように取りまとめたか。

A. 葛飾区高齢者総合相談センター（包括支援センター）等において地域ケア会議などの会議体が開催され、民生委員、児童委員、町会長などの地元の区民も参加している。その中で活動を行っている方と繋がりができるので、実際に訪問して活動内容を確認しマップに加えている。

Q. プラチナフィットネスについて、クラブに補助は行っているのか。

A. 区民の負担は12回で6,000円であるので1回500円であるが、クラブと区で協定を結んでおり1回1,000円を補助金として交付している。つまりクラブは1回1,500円の収入となる。この制度を利用したのちに正式にクラブに入会する方もおり、クラブからも喜ばれている事業である。制度利用者は毎年約400人であり、毎年この制度を利用してもらうことができる。

(5) 委員会としての所感

今回の視察では、葛飾区おでかけあんしん事業と介護予防事業について説明を受けた。

まず、おでかけあんしん事業については、おでかけあんしんシールとおでかけあんしん保険が主な内容になるが、特におでかけあんしん保険について、徘徊等により、鉄道や他者に対して損害を与えた際に賠償額が補償されるものであり、葛飾区は線路が多いこともあって以前から区民の要望も多かったとのことである。事案が発生してしまえば、多額の損害賠償金を請求されることもあることから、認知症の方の家族にとっては、少なくともその部分の心配をする必要がなくなるので、心理的な負担は少しでも軽減されるのではないかと感じた。

介護予防事業については、主に公園における健康遊具の設置や、プラチナ・フィットネス事業など、健康づくりに対するサポートが印象的だったが、特にプラチナ・フィットネス事業を利用することで、金銭的にも気軽にフィットネスクラブに通えることから、3カ月間の事業期間終了後もそのままフィットネスクラブに入会し、継続的に運動を続けている人がいるなど、運動や健康づくりが必要と感じているが、一歩が踏み出せない人にとっては有効なサポートになると感じた。

そのほか、葛飾区では圏域ごとにシニア活動マップが作られてるが、新しく趣味を見つけたい人や活動を通じて地域と繋がりたいと考えている人にとって、自分の周辺地域でどのような団体があるのか、またどういった活動が行われているかが集約され一覧で見ることができるため、やりたいこと、参加したい団体を見つけやすく、積極的な参加につながるのではないかと感じた。

今後ますます高齢者人口が増えていく中で、介護予防の重要性が指摘されているが、まずは対象者が健康づくりなどの介護予防活動に参加しやすい環境を整えていくことが大切であるし、結果的に認知症となったり介護が必要になった場合でも、家族を含めた対象者の不安感を少しでも和らげるために何をすべきか、今回の葛飾区の事例を踏まえながら研究していく必要がある。